# 政令

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年八月九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

## 政令第二百五十九号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項、第五十二条第一項、第五十六条第二項、第六十六条第一項、第七十八条第一項及び第七十九条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の前に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　特定重要物資の安定的な供給の確保（第一条―第八条）

第二章　特定社会基盤役務の安定的な提供の確保（第九条―第十一条）

第三章　特許出願の非公開（第十二条―第十六条）

附則

**第一章**　特定重要物資の安定的な供給の確保

本則に次の二章を加える。

**第二章**　特定社会基盤役務の安定的な提供の確保

（特定社会基盤事業）

**第九条**　法第五十条第一項の政令で定める事業は、次のとおりとする。

一　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業のうち、同項第八号に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業、同項第十一号の二に規定する配電事業、同項第十四号に規定する発電事業及び同項第十五号の三に規定する特定卸供給事業

二　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業のうち、同条第五項に規定する一般ガス導管事業、同条第七項に規定する特定ガス導管事業及び同条第九項に規定するガス製造事業

三　石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第二条第五項に規定する石油精製業及び同条第九項に規定する石油ガス輸入業

四　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業（同条第三項に規定する簡易水道事業を除く。）及び同条第四項に規定する水道用水供給事業

五　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第二項に規定する第一種鉄道事業

六　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業

七　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第四項に規定する貨物定期航路事業及び同条第六項に規定する不定期航路事業のうち、主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間において貨物を運送するもの

八　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十九項に規定する国際航空運送事業及び同条第二十項に規定する国内定期航空運送事業

九　空港（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港をいう。以下この号において同じ。）の設置及び管理を行う事業並びに空港に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第六項に規定する公共施設等運営事業

十　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業（同法第百六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業を除く。）

十一　放送事業のうち、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第十五号に規定する地上基幹放送を行うもの

十二　郵便事業

十三　金融に係る事業のうち、次に掲げるもの

イ　銀行法第二条第二項に規定する銀行業

(1)　信用金庫法第五十四条第一項及び第二項の規定に基づき行うもの

(2)　労働金庫法第五十八条第一項及び第五十八条の二第一項（第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定に基づき行うもの

(3)　中小企業等協同組合法第九条の九第一項（第一号及び第二号（会員に対する資金の貸付けに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第六項（第一号（同法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号及び第五号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定に基づき行うもの

(4)　農林中央金庫法第五十四条第一項及び第二項の規定に基づき行うもの

(5)　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二項に規定する資金移動業

ロ　保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定する保険業

ハ　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場の開設の業務を行う事業、同条第二十八項に規定する金融商品債務引受業及び同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業

ニ　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する信託業

ホ　資金決済に関する法律第二条第二十項に規定する資金清算業及び同法第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段（同法第四条各号に掲げるものを除く。）の発行の業務を行う事業

ヘ　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三十四条に規定する業務を行う事業及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第三十四条に規定する業務を行う事業

ト　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第三条第一項に規定する振替業

チ　電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第五十一条第一項に規定する電子債権記録業

十四　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第二条第三項に規定する包括信用購入あっせんの業務を行う事業

（法第五十二条第一項の政令で定める者）

**第十条**　法第五十二条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　特定重要設備の導入を行う特定社会基盤事業者と実質的に同一と認められる者

二　国の機関

三　地方公共団体

四　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

五　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人を除く。）